

金融円滑化に関する苦情相談窓口について

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が施行され、当金庫においても「中小企業者等の金融円滑化基本方針」を制定し、お客様からの金融円滑化の要望に対し、協同組織金融機関としての相互扶助の経営理念を最大限発揮すべく、役職員一丸となり、きめ細やかな対応に努めております。

今般、中小企業者及び住宅ローンをご利用のお客様からの苦情相談に対応する「金融円滑化に関する苦情相談窓口」を本部に設置しましたので、お知らせ致します。

○金融円滑化に関する苦情相談窓口

津山信用金庫 コンプライアンス統括室

電話番号：0868-22-4121（内線：232）

受付時間：月曜日～金曜日（休日は除く）午前8時30分～午後5時

E-mail：tsushin@mx1.tiki.ne.jp